



三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

平成 31 年 3 月号

代表
便り

確定申告真っ盛り！

最近は、忙しくて個人的な事は何もできず、ただただ仕事をこなす毎日が続いています。そんな中での唯一の楽しみが、家に帰って風呂に入りながら、動画を見ることです。

そして今ハマっているのが「サバイバー：宿命の大統領」というアメリカの連続ドラマ。大統領の施政方針演説の際、議員も議長も副大統領も、各省の長官も出席しており、みんなが揃っている場所でテロが起きてしまう。アメリカでは、危機管理のため、上院と下院から 1 名ずつ指定生存者が選ばれ、別の場所で待機。何かあった場合は、その指定生存者が大統領になり政府を存続させる、というもの。

今回のドラマの主役は、指定生存者に任命され、長官の中でも再下位、期待されていなかった住宅供給公社の長官ことジャックバウアー！

違った(笑)。本名は、キーファサザーランドですね。(左上)



勿論、テロとの戦い、誰が敵なのか、政府内にスパイが・・・といったコテコテの展開もありますが、1 人の教授系メガネの長官が大統領という役を受けて、悩み、成長するというヒューマンドラマ的な面白さがあります。

まさに、「役が人を作る」ドラマです。

ちなみに、日本での承継順位は、麻生副総理、菅官房長官、茂木大臣、河野大臣、根本大臣と第五順位まで決まっているそうですが、指定生存者という制度は無いみたいですね。

本店 便り

文責：亀田

繁忙期

現在、会計事務所にとっては一番忙しい時期の真っ最中！

毎年この時期は、期限に間に合わないのではないかと不安との闘い・・・でも3月15日は来るんです！そう、やるしかないんです笑

そんなこんなで、事務所の皆で絶賛奮闘中です！！



インター店 便り

文責：大脇

着任のごあいさつ

2月1日付けで本店からインター店へ2名人事異動がありました。

服部の後任として着任しました大脇尚美と申します。

当事務所のコンセプト“ファミレスみたいに気軽に立ち寄れる税理士事務所”をモットーに、みなさまのお役に立てるよう、日々鋭意努力致しますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

代表に次ぐ古参となる私は、代表が若かりし頃やせていてお客様に“かっこいいね”と言われていたのを知っている貴重な(?)従業員になります(笑)。

本店からの異動になりました相続税担当の福島と、パートさん2名の入社で、事務所もにぎやかになってきました。

お近くにお越しの際は、お気軽に事務所にお寄りください。



無料経営相談実施中！！！！

三上税理士法人では、税務担当者とは別に代表三上努による経営相談を実施しております。

3月開催スケジュール(予約必要)

- 3月18日(月) 午前10時より12時まで
- 3月19日(火) 午後1時より5時まで
- 3月27日(水) 午後6時より8時まで

ご予約電話番号 **0120-974-830**



経営
情報

消費税率変更における経過措置

注：本稿の日付は全て 2019 年です。

文責：浅野

今年の 10 月 1 日から消費税率が 10%に引き上げられる予定ですが、取引の形態によっては増税の影響を小さくするために、原則とは別に「経過措置」というものが定められています。

	税率	注意事項
原則	「商品の引き渡し日」もしくは「役務の提供が完了する日」が 10 月 1 日以降であれば 10%	「契約日」や「代金回収日」などは関係ありません。
経過措置	要件を満たす場合は 10 月 1 日以降でも 8%	要件を満たした場合は必ず適用します。 「契約日」が関係するものや書面の提出が必要なものがあります。

上記の「要件」は取引の形態によって様々ですが、例えば**請負工事等**については以下のようになっています。

		契約日が 3 月 31 日以前	契約日が 4 月 1 日以後
引き渡し日が 9 月 30 日以前		8% (原則通り)	8% (原則通り)
引き渡し日が 10 月 1 日以後	書面での通知*あり	8% (経過措置の適用)	10% (原則通り)
	書面での通知なし	10% (原則通り)	

*「書面での通知」とは、売り手が買い手に対して、その取引が経過措置の適用を受けたものであることを書面で通知することです。

この他にも、資産の貸付け、冠婚葬祭に関する役務の提供、有料老人ホームの終身入居契約などに関しても、上記の請負工事等と同様に、契約日が 3 月 31 日以前であれば役務の提供等が 10 月 1 日以降となっても消費税率が 8%となる可能性があります。

その他、前売り券等にも経過措置があります。細かいルール等もありますので、これらに当てはまりそうな取引を行っていらっしゃる方は、ぜひ一度、ご相談ください。

<参考資料>

「消費税率等に関する経過措置」国税庁

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/kaisei/pdf/01.pdf>

「消費税増税に伴う工事請負契約の経過措置」全建総連

<http://www.zenkensoren.org/wp/wp-content/uploads/2018/05/syouthizeizouzeihantai.pdf>

4 月の臨時休業のお知らせ



誠に勝手ながら、**4 月 12 日（金）は臨時休業** とさせていただきます。

皆様には大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解ご了承を賜ります様お願い申し上げます。

行楽 日記

スキー

1月某日、友人家族計5世帯の大所帯で、伊那スキーリゾートに行ってきました。

文責：加藤(理)

春日井からは車で2時間程度の距離、わりと緩やかなコースで、レッスンや子どもが遊べるエリアや道具も充実しており、ファミリー向けのスキー場です。この日は天気も良く、絶好のスキー日和でした。



しかしながら私は・・・スキーは高校の頃に合宿で、スノーボードは20代前半に数回、その後長期の空白…そして久々1年前にスキーを1回、そして今回。へっぴり腰でモタモタ降りてこられる程度の残念なスキーっぷりで無事終了しました(笑)。

年少の息子はソリ等を楽しみ、子ども用のおもちゃスキーも体験しました。私には息子とノンビリ雪遊びをしている方が向いているようです(笑)。そして、小学2年生の娘は、1年前にスキーデビューを果たし、半日のスクールで降りてくることが出来るようになりましたので、今年もバッチリ！慎重派の娘はスピードもほどほどに、一方で他家族の男の子たちは直滑降のスピード狂で、大人たちをヒヤヒヤさせていました(+_+)。いずれにしても子どもたちの短時間での上達ぶりは素晴らしいものでした。

もう一つのお楽しみはランチバイキング。1時間半の時間制限の中で30分以上並ぶ大行列でしたが、山盛り食べてしっかり蓄えて午後からも各々楽しみました。大人たちは、お互いに子どもたちを見守ったり、また教え合ったり、交流しながらそれぞれのペースで楽しむことが出来ました。

そしてこの原稿の締切後、もう一度スキー企画があります。次はもう少しまともに滑ることが出来ていますように…。

3月の税務



- ・1月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
申告期限…4月1日(月)
- ・7月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
申告期限…4月1日(月)
- ・前年分所得税の確定申告
申告期限…3月15日(金)
- ・個人事業者の前年分の消費税・地方消費税の確定申告
申告期限…4月1日(月)

三上税理士法人

- 本店 〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1階
TEL:0568-36-2022 / FAX:0568-36-2039
- 春日井インター店 〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町 108 番地 9
TEL:0568-82-7770 / FAX:0568-82-7771
- ◆共通メールアドレス mikami@taxer.info